

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(文部科学省所管)

単位:千円

基金の名称	秋田県子育て支援等臨時対策基金	
基金設置法人名	秋田県	
基金の額		今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 1千円
	(うち国費相当額)	今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 0千円
基金事業等の概要	県及び市町村が行う認定こども園等の整備、教育・保育に関する研修、その他幼児教育の質の向上等に係る事業を行う。 (※一部の事業は平成26年度までで終了。)	
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和2年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和2年度末(新規採択の状況によっては変更される。)
	基金の解散予定時期	令和2年度末(新規採択の状況によっては変更される。)
基金事業等の目標	各事業実施主体が必要とする特別対策事業を実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。 《令和元年度事業計画》 実施予定なし	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	《申請方法等の問い合わせ先》 秋田県教育庁幼保推進課 調整・企画班 電話018-860-5127	
その他の事項		